

Title	初期日独通交史の研究(一)
Sub Title	Early history of the intercourse between Japan and Germany
Author	今宮, 新(Imamiya, Shin)
Publisher	三田史学会
Publication year	1961
Jtitle	史学 Vol.34, No.2 (1961. 12) ,p.1(121)- 41(161)
JaLC DOI	
Abstract	This article is the investigation of the Early History of the Intercourse between Japan and Germany, that is between Japan and Prussian Empire, with special reference to the Prussia's expansion-movement into Far Eastern Asia, after the Opening of Japan in 1854. The History of Intercourse between these two countries can be divided into following three stages; (i) the period of the Opening of Japan, (1854 ~ 58), (ii) the period of the conclusion of Prusso- Japanese Treaty (1859 ~ 61), (iii) the period of the first sending of Japanese delegates to Prussia (1861 ~ 62). In this article, the following problems are fully discussed; (i) the conclusion of the Treaty of Peace and Amity between Japan and U. S. A. and Prussia's Attitudes towards this Treaty; (ii) F. A. Luhdorf's efforts to establish the Treaty between Japan and Prussia; (iii) the conclusion of the Commercial Treaty between Japan and U. S. A. and Prussia's reactions to this Treaty. This study is carried on mainly though the manuscripts kept in Preussische Geheimes Staatsarchiv, with subsidiary use of the Japanese documents.
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19611200-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

初期日獨通交史の研究 (一)

今 宮 新

は し が き

今年の日獨修好記念百年にあたるというので、各方面で、記念式典や展覽會などが催されたようである。私も先頃、その展覽會の一つを一寸のぞいてみた。その會場には、極めて少しではあつたが我國に最初に來航したプロシヤ使節に關するものが展示されてゐた。これを見て、はるかに若い時の記憶が、まさまざと思ひ出されたのである。かつて勉學に氣おい立つてベルリンに滞在し、かなり長期間にわたつて、ダーレムのプロシヤ秘密古文書館に通つた思ひ出である。讀みにくい獨乙文字のくづした古文書と毎日ならみ合つた苦しさ、字引をひくにも、まず字が讀めないのが、隣の椅子の獨乙人—この人は外國人である私のために、その世話を古文書館員より頼まれた若い學者であつた—に讀んでもらうことでも、閱覽室では聲を立てることを遠慮しなければならず、仕方なしに、そのまゝ寫しとつて、歸つて讀んでもらうことも度々であつた。然し今になつて思うと、楽しい時期であつた。夏はワンゼーで、古文書館の友人達と泳いだりボートに乗つたり、冬は郊外の田舎風のカフェーで、あついコーヒーをすゝりながら、美しい冬景色をながめたり、思ひ出は、すべての苦しさよりも、楽しさばかりが残るような氣がする。

この時手寫したり寫眞にとつたりした古文書—日獨關係からみて、オランダやイギリスのように重要なものも、興味あるものも少いけれども—を、持ち歸つて來たものゝ、其後の我國の混亂や、戦後の種々の仕事に追われて、今もそのトランクは、研究室の一隅に置かれたまゝである。たゞ時々寸暇をみて、その中から短文を書いたこともあつたが、まとまつた研究と呼ばれるものは出來なかつた。戦争中に故郷に疎開した時や、戦後の寸暇を得た時に、少し書きためたものもあるが、不完全なものなので、いまゞで葢底

に投げこまれていた。この古い原稿を、取り出してみる氣になつたのは、日獨修好百年記念の催しに刺激されたためである。そしてこの未完成であり、また極めて不満な若い時代の原稿を發表しようとする氣持ちになつたのは、もし誰か、若い人々で、このような問題に興味のある人があれば、何等かの参考になるかと思つたためである。日獨修好百年記念は、また私の古い記憶を呼びもどらせ、古びた不備な原稿に日の目をあてさせてくれたのである。いまこの古い原稿を讀み返してみると、若かつたベルリンの樂しかつた時代、戰爭中の空爆にさらされた恐怖の時代、戦後の食糧難に苦しめられた時代、復興に東西奔走した時代などが、走馬燈のように眼底に浮ぶのである。この古いトランクと原稿は、これらの時代を通じて、いつも自分の身邊にあつたのである。

ダーレムの古文書館の玄關に建てられていた第一次大戰に戦死した館員の名を刻んだ記念碑は、いまどうなつてゐるであろう。もしあの建物が、そのまゝ残つてゐるとしたら、あの記念碑の名は、何倍かに増加してゐるかも知れない。外國人である自分を、親切に世話してくれた若い館員達や、正午の時間がくると、命令のような聲で、全部の窓を開くことを命じたいかめしい司書館員、または毎日古文書をタイプに打つてくれたタイプピストたちなど、すべてはなつかしい夢の人のような氣がする。夏の燃えたつような青葉につゝまれた古文書館、冬の雪のようなまっ白な霜につゝまれた古文書館が、いまなつかしく思い出される。この古文書館をおとすれた日本の學者は、何人か居ることゝ思う。然しその中でも故藤井甚太郎氏が、最も多くの文書をみたようである。それは諸所に氏の署名をみたからである。近世日本の外交史上には、たいして大きい地位を占めてゐると思われぬプロシヤの古い文書を、今後誰が見るであろうか。再び平和な時代になつて、藤井氏や私の名を、この古文書館でみる日本の學者のあることを、心から祈るものである。(プロシヤ古文書館については、拙著「東西史稿」所收の「プロシヤ古文書館」「プロシヤ古文書館の思い出」を参照されたい。)(一九六一、七)

目次

第二編 本論

第一編 序論

第一章 我國の開國とプロシヤの動向

第一章 研究範圍

第一節 日米和親條約の締結とプロシヤの動向

第二章 研究資料

第二節 リュドルフの條約締結運動について

第一節 我國に於ける研究資料

第三節 日米通商條約締結とプロシヤの動向

第二節 獨乙に於ける研究資料

(以上本號所載)

第二章 日普條約締結の研究

第一節 プロシヤの遣日使節派遣準備(一)

第二節 プロシヤの遣日使節派遣準備(二)

第三節 プロシヤの遣日使節派遣準備(三)

第四節 日普修好通商條約の締結

第三章 プロシヤに於ける文久遣歐使節の研究

第一節 遣歐使節の派遣

第二節 プロシヤ政府への通告

第三節 プロシヤ政府の準備

第四節 オランダよりの報告

第五節 使節のベルリン到着

第六節 プロシヤ國王の謁見

第七節 使節のベルリン滞在、ベルリン覺書の成立

第八節 使節のベルリン再訪

第九節 プロシヤ國王の返翰

第十節 結言

第三編 結論

第一章 明治維新と獨乙人の態度

第二章 明治開國と獨乙人

第一編 序 論

第一章 研究 範圍

この研究は、初期日普通交史を、主としてプロシヤ側の史料を中心として見ようとするものであるが、それに関する我國側の史料を無視するものでないことは言うまでもない。

我國とプロシヤの通交は、萬延元年（一八六〇）日普修好通商條約の締結によつて開始されたのであるが、この研究に於いては、更に數年さかのぼり、日米和親條約締結の時期、即ち嘉永六年（一八五三）または安政元年（一八五四）を以て、研究の始めの時期としたいと思う。その理由は、日本の開國即ち日米和親條約の締結は、プロシヤの東亞への關

心を引き、プロシヤ政府内部に、東亞諸國への使節派遣の議を起すに至つたからである。萬延元年（一八六〇）のオイレンブルグ伯の東亞への派遣は、突如として起つたものではなく、それ以前にプロシヤ政府内部には、幾度も東亞諸國への進出が問題となつて居たのである。プロシヤをして東方への關心を高めしめたものは、英國の東方進出であり、英國が東亞特に中國に於いて、その根據地を占めるごとに、プロシヤ政府は種々の動きをみせているのである。そして特に日本の開國は、プロシヤの東方進出の氣運に拍車をかけたものであつて、この時期から東方進出への準備が表面化するに至るのである。従つて一八六〇年の日普條約締結の真相を知るためには、日米條約締結の當初までさかのぼり、この期間に於けるプロシヤ政府内部の動きを明白にする必要がある。かゝる意味で自分は、日米條約締結の時期を以て、この研究を開始しようとするのである。

さて上述の如く、この研究は、日本の開國の時期を以て開始し、幕末に至るまでをその主たる中心とするものであるが、日普通交史上より、この十數年間をみると、次の三時期に區別し得るのである。

第一期、日本開國の時期

第二期、日普條約締結の時期

第三期、日本使節派遣の時期

第一期、我國開國の時期は、安政元年より同五年（一八五四—一八五八）にわたる時期であつて、我國がアメリカと和親條約を締結し、引きつゞきオランダ、ロシヤ、イギリス諸國との和親條約の締結によつて、プロシヤ政府は日本への關心を次第に高めつゝあつたのであるが、安政五年（一八五八）我國が更にアメリカを始めとして、諸國と通商條約を締結したことは、プロシヤ政府をして東亞諸國、特に日本及び中國との條約締結の決意を確定的ならしめたのであつ

て、この時期は、日普通交の準備時代と認められるのである。

第二期、日普條約締結の時期は、安政六年（一八五九）萬延元年（一八六〇）文久元年（一八六一）の約三ヶ年にとたる時期である。この間プロシヤ政府は、東亞諸國派遣隊を編成し、オイレンブルグ伯を使節として我國に派遣し、日普修好通商條約が締結されたのである。従つてこの時期は、日普通交の正式に開始された時期と言ふべきである。

第三期、我國の遣歐使節派遣の時期は、文久元年及び同二年（一八六一—二）にかけて、竹内下野守一行が開港延期のため歐洲諸國に派遣された時期である。正式の日本使節がプロシヤを訪問し、ベルリンに於いて皇帝に謁見し、プロシヤ政府と折渉するに至つたことは、日普通交史上に於いては、一時期を劃するものと見るべきである。

以上の三時期を中心として、筆を進めて行くつもりであるが、さらにその後にも、文久三年（一八六三）日普條約の調印が行われ、また明治二年（一八六九）には、北獨乙聯邦との條約が締結せられ、こゝに初めて日獨條約の成立を見たのである。この時期までを研究の範圍に入れるべきであろうと思うが、この研究では、その初期だけを取り扱う考である。

日普通交史は、日米、日露、日英、日蘭等の通交史に比べて、その重要性に於いても、または興味點からみても、研究すべきものが少いと思われけれども、我國の外交史上に於いて、全く無視されるべきものではないのである。しかも獨乙人の中にも、眞に我國を理解し、また愛好し、さらに幕末、明治の對外交渉に當つても、我國に大なる貢獻をなした者もあり、また我國の近代國家として發展して行くにあつて、獨乙人及びその學問、思想、文化等の貢獻の大であつたことは、何人も認めるところであらうと思う。初期日普通交史の研究も、その後の日獨兩國間の關係からみれば必ずしも無意義と言ふべきではないのである。

第二章 研究資料

第一節 我國に於ける研究資料

日普通交史に關する研究資料として、我國に存するものは、かなり多數にのぼるのである。次に各項目に分けて記してみらる。

一、外交文書を主とする史料

大日本外交文書（外務省編）（戰前九冊）

幕末外國關係文書（史料編纂所編）（廿九冊附錄四）

通航一覽（國書刊行會）（八冊）

幕末維新外交史料集成（維新史學會編）（六冊）

維新史料（維新史料編纂會編）（一九冊）

維新史料綱要（維新史料編纂事務局）（十冊）

開國起原（勝海舟著）（二冊）（海舟全集）

日獨交通資料（丸山國雄著）（六冊）

日獨交通史料（丸山國雄編）（九冊）（未刊、ベルリン日獨協會に於いて閱覽す。）

二、遣歐使節を中心とする史料

(1) 日記及び手記 (文久元年遣歐使節に随伴した人々の日記類である。)

歐行日記 (淵部徳藏著)

歐行記 (益頭駿次郎著)

遣歐使節航海日録 (野澤郁太著)

尾蠅歐行漫録 (市川渡著) (以上はいづれも遣外使節日記輯第二、第三卷所収)

西航記 (福澤諭吉著)

歐西紀行 (高島久也著)

(2) 追想録

懐往事談 (福地源一郎著)

福翁自傳 (福澤諭吉著)

幕末外交談 (田邊太一著)

三、外國書の史料で翻譯されたもの

第一回獨乙遣日使節日本滞在記 (日獨文化協會譯) (プロシヤ王國使節 G. F. Eulenburg, Ost-Asien の日本に關する部分の翻譯である。)

黎明日本 (日獨文化協會譯) (M. V. Brandt, 33 Jahre in Ost-Asien 1部の翻譯である。)

シュピースのプロシヤ日本遠征記 (小澤敏夫譯註) (G. Spiess, Die preussische Expedition nach Ost-Asien の

初期日獨通交史の研究 (一)

日本に關する部分の翻譯である。)

日本使節巡行記事(海外新聞別集)(文久二年歐洲に派遣された竹内下野守一行の歡迎に關する外國新聞記事の翻譯されたものである。)

四、總合的研究による著作及び論文

初期日獨通交小史(丸山國雄著)

日獨交渉史話(丸山國雄著)

日獨條約の成立とその意義(丸山國雄)(歴史地理七五の一、二、三、四號)

日獨文化交渉史話(岩本成雄著)

明治維新と獨乙思想(大塚三七雄著)

上掲の諸書以外にも、初期の日獨通交にふれている著書は多くあるけれども、自分の一應參考とした主たるものだけを擧げるに止めた。

第二節 獨乙に於ける研究資料

獨乙に於ける日普通交に關する研究資料についてみると、かなり多數のものが公刊されているのであるが、その大部分は、一八六〇年度の遣日使節に關するものである。然しそれ以外に、プロシヤ文書館に相當多數の古文書が所藏されているのである。次に二項目に分けて記述してみる。

一、公刊書及び雜誌論文、

Die preussische Expedition nach Ost-Asien, nach amtlichen Quellen. 4 Bde. und Karten. Berlin 1864—73.

Ost-Asien 1860—1862 in Briefen der Grafen Fritz zu Eulenburg, Königlich Preussischen Gesandten. Berlin 1900.

Gustav Spiess, Die preussische Expedition nach Ost-Asien, während der Jahre 1860—1862, Reise-Skizzen aus Japan, China, Siam und indischen-Inselwelt. Berlin, Leipzig 1864.

J. Kreyher, Die preussische Expedition nach Ost-Asien in den Jahren 1859—1862, Reisebilder aus Japan, China und Siam, Hamburg 1863.

Reinhold Werner, Die preussische Expedition nach China, Japan und Siam in den Jahren 1860, 1861 und 1862, Leipzig 1873.

Dr. Hermann Maron, Japan und China, Reiseskizzen, entworfen während der preussische Expedition nach Ost-Asien, 2Bde, Berlin 1863.

Wilhelm Heine, Eine Weltreise um die nördliche Hemisphäre in Verbindung mit der Ostasiatischen Expedition in den Jahren 1860 und 1861, 2Bde. Leipzig 1864.

M. V. Brandt, Dreiunddreissig Jahre in Ost-Asien, Erinnerungen eines deutschen Diplomaten, 3 Bde. Leipzig 1901.

Dr. Obert, Die preussische Expedition nach Japan 1860—1861. (Mitteilungen der Dt. Ges. f. Natur u.

Völkerkunde Ost-Asiens, Bd XIII. Teil III, 1911)

Ein Matrosen-Tagebuch, (Marine-Rundschau, Lg. 21, Heft 9, 1910)

なお以上あげた外に、次の如きものがあるが、自分はまだこれを見る機会がない。

Die Expedition der preussischen Geschwaders in den ostasiatischen Gewässern, (Illustrierte Zeitung, 16n. 23 Nov. 1861)

Friedel, Beiträge zur Kenntniss der Klimas und der Krankheiten Ost-Asiens, Berlin 1863.

Wichura, Aus vier Weltteilen, Berlin 1868.

二、プロシヤ古文書館所蔵文書

ベルリン郊外ダーレムにあるプロシヤ秘密古文書館 (Preussische Geheimes Staatsarchiv) には、日普通交に關する文書、日本よりプロシヤ政府に送つた公文書類が所蔵されている。自分はかつて滯獨中 (一九三一—三三)、入館を許可されて、日普通交史研究に必要なと思われる古文書類を閲覽し、その一部を謄寫することが出來た。この研究は、これらの古文書を主たる史料とするものである。上に記した初期日獨通交史の三時期に従つて、この古文書を分類すると次の如くなる。

一、第一期即ち日本の開國とプロシヤの動向に關する文書

Acta des Ministeriums der auswärtigen Angelegenheiten btr. die Handels und Schifffahrts-Verhältnisse mit China, Vol. I. Janr. 1843—Sept. 1844.

Acta btr. die Handels u. Schifffahrts-Verhältnisse mit Japan und Siam. Vol. I. Juni 1854—Dec. 1857.

Vol. II. von Janr. 1858 bis Mai 1862.

二、第二期即ち遣日使節關係文書

Acta des Mimisteriums der auswärtigen Angelegenheiten btr. die Handels und Schifffahrts-Verhältnisse mit China. Vol II Feb. 1845—Aug. 1859.

Vol. III. 10. Aug. 1859—Sept. 1859. Vol. 4. Oct. 1859—15. Nov. 1859. Vol. 5. 16 Nov. 1859—Dec.

1859. Vol. 6. Janr. 1860—Feb. 1860. Vol. 7. März 1860—Mai 1860. Vol. 8. Juni 1860—Janr. 1861.

Vol. 9. Feb.1861—April 1861. Vol. 10. Mai 1861—Aug. 1861. Vol. 11. Sept. 1861—Nov. 1861.

Vol. 12. Dez. 1861—Feb. 1862. Vol. 13. März 1862—Mai 1862. Vol. 14. Juni 1862—Aug. 1862.

Vol. 15. Sept. 1862—März 1863. Vol. 16. April 1863—Juli 1863. Vol. 17. Aug. 1863—Dec. 1863.

Vol. 18. Janr. 1864—Juli 1864. Vol. 19. Juli 1864—Juli 1865.

以上がプロシヤの東亞諸國への使節派遣に關する資料であるが、これによつて使節派遣前後の事情を知り得るのであつて、この中には、第一期及び第三期に關する資料も含まれているのである。この文書が、その數量最も多く、各一冊は、百四・五十通より二百通以上に及ぶ書翰または報告書類よりなつてゐる。プロシヤ政府によつて公刊された上記の *Die preuss. Expedition nach Ost-Asien* という四冊に及ぶ報告書の根本史料となつたものは、この文書の一部分である。編纂者がこれらの文書を閲覽して、引用すべき部分を明示したあとが、明瞭に残されてゐた。

Acta btr. die Reisetagebücher der Attachés des ostasiatischen Expedition. Vol. I. Oct. 1860—Sept. 1861.
Vol. II. Oct. 1861—Juli 1862.

これは使節オイレンブルグ伯の遠征日記であつて、正式に政府に宛て送つたものである。彼の家族に宛てた手紙 (Ost-Asien 1860—1861 in Briefen des G. F. zu Eulenburg) と共に、貴重な史料と言ふべきである。なおこれらの外に、この時期に關する文書として次の如きものがある。

Acta btr. den politische Schriftwechsel mit den Königlichen Gesandten Gr. V. Eulenburg.

Acta btr. die Handels u. Schifffahrts-Verhältnisse.

Bd. I—II März—Mai 1861

Bd. III Juni—Sept. 1861

Bd. III Sept. 1861—April 1862

三、第三期即ち我國遣歐使節のプロシヤに於ける行動に關する文書

Acta btr. die Sendung einer japanischen Gesandtschaft nach Preussen.

Vol. I. Nov. 1861. —Nov. 1864. Vol. II. April 1865—Marz 1873

第一冊が文久年度の日本遣歐使節に關する文書であつて、約二百十通の古文書がある。ベルリンに於ける使節に關する以下の研究は、これを主たる史料となしたものである。

Japanische Schriftstück

日本よりの公文書を集めたものである。

Staats Verträge (Japan)

日本との條約文を集めたものである。

Japan (Nr. II)

條約勅許の手紙類を集めたものである。

以上の他に、参考すべき文書として次の如きものがある。

Acta btr. die Nachrichten und Bricht der Königlichen Consul in Japan. Vol. I. Juni 1854—Dez. 1857.

Vol. II. Oct. 1862—Juni 1866

Acta btr. den Eintritt deutschen Unterthanen in japanischen Dienst. Vol. I. Mai 1868—Oct. 1873.

Vol. II. Nov. 1873—Dez. 1875

Acta btr. das Münzwesen in Japan. Vol. I. Feb. 1863—Feb. 1865. Vol. II. März 1865—Dez. 1875

Acta btr. die Handels und Schifffahrts-Verhältnisse mit Japan. Vol. I. März 1863—Oct. 1863

Vol. 2. Nov. 1863—Juni 1864. Vol. 3. Juli 1864—April 1866. Vol. 4. Mai 1866—Feb. 1868.

第二編 本論

第一章 我國の開國とプロシヤの動向

第一節 日米和親條約の締結とプロシヤの動向

嘉永六年（一八五三）黒船の來航によつて、永い鎖國の夢を破られた我國が、米國と和親條約を締結するに至つたことは、我國近世史上に於けるばかりでなく、世界史上に於いても劃期的な事件と言ふべきであらう。これによつて引き

起された我國內の紛争は、久しく鬱積していた政治・社會・經濟各方面の破綻を急激ならしめ、ともに古い殻を打ち破つて奔流の如き勢を以て、新しき流へと奔り出たのである。近代日本誕生の陣痛が如何に甚だしかつたかは、こゝに喋々する必要がないのである。

黒船の來航によつて、初めて外界に眼を向けた我々の祖先の多數の人々は、そこに驚愕すべき多くのものを見出したのであるが、一方歐米人にとつても、永い間鎖された寶の國日本の開國は、その注意を引くに十分であつた。神密に閉ざされた極東の一小島國は、古來金銀の島として、彼等の夢想する所であつた。今やその寶庫の扉は開かれたのである。ゴンチャロフは、

「今ぞ遂に十ヶ月に互る航海苦勞の目的を達するのだ。これぞ閉めたまゝ鍵を失くした玉手箱だ。これぞ金力と武力と奸策とを使つて、これまで無黙骨折つて手なづけようと各國が覗つて來た國である。これぞ巧みに文明の差出口を避け、自己の知力と自己の法規によつて敢て生きんとして來た人數の大集團であり、外國人の友誼と宗教と通商とを頑強に排撃し、この國を教化せんとする我々の企圖を嘲笑し、自己の蟻塚の得手勝手な國內法を、自然法にも、民法にも、その他あらゆるヨーロッパ流の正と不正とに對立せしめてゐる國である。」(日本渡航記四八頁—岩波文庫本)

と、その到着の喜びと希望とを記しているのである。日本開國の報は、かくて飛電の如く世界の各國に飛び、北歐の國プロシヤ政府當局の耳朵を打つに至つたのである。最初のプロシヤ遣日使節と共に來航したシュピースは、日本について次の如く記している。

「日本、太陽の登る不思議なる國、ベニス人マルコポーロの御伽噺のやうなジパング(Zipango)、この離れた島國はこれまで歐洲人の探求慾と倦むことなく且つ飽くことなき通商慾とを拒否しつゞけたが、遂に半ばは自分から、半ばは

強制されて、強い壓力のために讓歩せざるを得なくなり、一八五三年以來諸外國に開港するに至つた。北アメリカの全權ペリー提督は、數世紀に亘つて頑強に主張された反對に打ち勝つて、強固なる鎖國の一角を打破ることが出來た。合衆國の國民は、最初はなお、種々の條件や制限を受けたが、兎に角日本の諸港に居住して貿易を營むことが出来るようになった。然しそのために、最初の間は、種々の要求や讓歩が絶えず行われていた。アメリカと條約を締結した直後の數年間、歐洲の殆んど總ての航海國の使者が江戸灣に現れ、各國の當局者や國民が、高尚なる日本國民と永遠の平和及び親交を結び、それを和親條約及び通商條約の形に成文化せんことを如何に熱望するかを説明した時に、恐らく日本政府は、貪慾飽くなき惡魔の諺を度々思い出したであらう。オランダ、イギリス、フランス、ロシヤは、數世紀間かつて外國船の乗り入れたことのない靜かだつた江戸灣に、その艦隊と使節とを派遣したのである。この新しく發見された島國の海濱に、足を踏み入れる幸福を與えられた人々の報告が、驚嘆すべきものであり、新奇に満ちたものであり、印象的であるほど、ます／＼あらゆる訪問者は、日本の自然が、熱帶地方のものに満たされ、自然の美しさは南歐を思わしめ、この地上の樂園には、聰明にして勤勉且つ幸福なる國民が住み、彼等は科學と藝術を愛好し、あらゆる點に於いて文化の高い民族であろうという意見に一致している。この東洋文化と我々の歐洲文化とを觸合せしめ、通商によつて利益と思想の交流をなさんとする慾求は、益々猛烈となつた。」(Die preuss. Expedition nach Ostasien, während der Jahre 1860—1862. s.5-6)

以上の記事を以てみても、當時の歐洲人特に獨乙人が、如何に日本及び日本人を考えていたかをうかがうことが出来るであらう。

日米和親條約が締結されたのち丁度半年目にあたる一八五四年八月に、プロシヤ外務省は、イギリス、フランス、オ

ランダ、ロシヤ各國の駐在使節に對して、日本とその各國との關係、條約締結についての各國政府の意見、日本との條約締結はプロシヤの通商上の利益となり得るかどうか、などの問題について報告を求め、同時に廣東の領事に對しても日米條約及びその運用についての報告を求めているのである。これに對して各國の駐在使節より、それぞれ報告が行われているのであるが、例えばロンドンよりの報告には、英國外務大臣は、日本との條約を締結するために、交渉中であるとの返答をなしたと記し、推測するに、英國政府は、米國は日米條約を他國の通商上の利益にも利用せしめんとしているとの見解を有するものゝ如くであるとの意見を添えている。さらにヘーグ及びボンの駐在使節よりの報告があるが、これらには、日本開國についてのオランダ政府及びシーボルトなどの動向が示されているので、次にその大要を記してみる。まずヘーグよりの報告には次の如くある。

「オランダ・日本兩國間には、條約及びこれに類似する協定は存在しない。然しオランダ人を保護し、貿易を行い、出島に代理人を置くべきことを規定した古い文書が存在する。但しこの代理人は、非常に嚴重なる制限の下にあり、限られた範圍外に出ることが出来ず、恰も囚人の如き状態にある。日本との貿易關係は、昔時にあつては、かなりの意義を有していたのであるが、最近に至つては、殆んど零に近い有様である。かなり以前から、毎年一艘の船が行くに過ぎず、これは三月にジャバより日本に向うのである。この船によつて、交通及び貿易を行うのであるが、その貿易品は、全く出島の商館に居る代理人及び小數のオランダ人の個人的のものに過ぎない。最近まで出島のオランダ商館附醫官であつた獨生れのドクトル、フォン・シーボルトは、現在コブレンツ近傍に定住して、最近日本に關する小著を公刊した。彼と共に當地の外交界で知名なるものに辨護士ドクトル、レヴィーゾーンという者がある。彼はベルリンで教育を受けた者であつて、一年に數ヶ月間、こゝに靜養に來るのである。彼とシーボルト氏とは、日本及び日本人の習慣其他につ

いて、多くの事を興味深く説明したが、植民大臣の言によれば、これはあまり信用出来ないとのことである。

現在の出島代理人はドンケル・クルチウスと言ひ、司法大臣の縁戚にあたり、前にパタビヤに於いて法律事務に従事していた者である。彼もその前任者と同様、年に一度上記の船によつて、オランダ政府に報告をなすのであるが、この報告もまた三月にハーグに到着するのが普通である。今年も、たゞ新聞だけで知り得た日米條約についての直接の報告を得るために、長崎に向けて特別の戦艦を出發せしめた。この船は十二月に歸國する予定である。植民大臣の推測によれば、最近艦隊を日本に派遣したロシヤは、或は米國と同様な條約を締結したかも知れないという。然しこれは、日本のおランダ商館が一時立替拂いをする事になつてゐるロシヤ艦隊の費用を基礎としての、全くの推測にすぎないものである。出島の代理人よりは、現在まで、ロシヤ艦隊の來航及びその費用に關しては、何等直接の報告に接してゐない。

初めペリー提督の日本遠征についての話があつた時、彼の妻君と令嬢とは、約一年以來ハーグに滞在してゐたのであるが、植民大臣は、ドクトル、シーボルトの進言によつて、アメリカ政府にこの計畫を思い止まらしめようとした。然し總理大臣トールベックは、このような外交政策に反對の意見であつて、遂に當地より日本政府に對して、忠告を與へることゝなつたのである。即ちそれは、米國の希望は時期に適したものであるから、これに従うようにとの意味であつた。この忠告は、故ウイヘルム二世陛下の一八四二年に日本に與えたものと、全く同趣意のものである。皇帝はこの時極めて親切なる親書を以て、日本が十分なる利益を得るために、多くの西歐諸國と貿易を行うべきことを勸告したのである。」(一八五四年十月附オランダ公使ケーニッヒスマルクより外務大臣宛)

更にまたボンよりの報告には次の如く記されている。

「アメリカ合衆國の仲介により、プロシヤと日本との通商貿易開始に關する先月二十五日附の貴翰を拜受したことに同時に、次の事項を御報告申し上げる。小生は當地に於いて、日本關係を以て有名なオランダ陸軍大佐フィリップ・フランツ・フォン・シーボルト氏と個人的に知己となつた。彼はその最近の著書 *Urkundliche Darstellung der Bestrebungen von Niederland und Russland zur Eröffnung Japans für die Schifffahrt und Seehandel aller Nationen* を小官に與え、日本と通商貿易を開始せんとする諸國は、オランダ政府の仲介によつてのみ、最も確實にその目的を達し得べきことを勧告した。小官は我國政府の意圖については、彼に看破せられないように十分に注意したけれども、彼はプロシヤの場合に於ける米國の仲介を不可とすることを忠告し、米國は只自國の利益のためにだけ日本と條約を締結したものであるから、日本政府を動かす力がないと述べた。フォン・シーボルト氏がオランダ政府を愛し、またその利益のために、かゝる忠告をしたことは確實であると思われるが、この困難な仕事におけるオランダ政府の仲介について、もつと明白な條件や説明を、シーボルトより聴取することが必要と思われる。彼の言うところによると、彼自身その事に關して、近日中に、閣下及び商務大臣に宛て、一書を呈するとのことである。」(一八四五年十月附ヘルゲロールスより外務大臣宛)

以上の報告と共に、上記のシーボルトの著書「日本の國際的航海通商に對する開放につきオランダ・ロシヤ兩國盡力の原文書による記述」(本文三十六頁、獨乙文及びオランダ文、附録として地圖一葉、著作目録がある)は、プロシヤ外務省に送られたが、外務當局は、これに必要な重視すべき記述なしと注記している。上記の報告にある如く、この時シーボルトが、日普條約締結について、何等かの意見をプロシヤ政府當局に具申したか否かは不明であるが、古文書館には、これに關する文書が残存しないのであつて、更にまた外務・商務兩大臣等の意見書にも、何等彼の意見について言及され

ていないのを見ると、シーボルトはその意見をプロシヤ當局に申し出なかつたか、或はまた彼の企ては全く無視されてしまつたものと、考うべきであろう。(シーボルトとプロシヤ遣日使節との關係等については、史學十四の一の拙稿「プロシヤ古文書館に於いて見たる二・三の文書に就いて」又は拙著「東西史稿」所收の「シーボルトのことども」を参照され度い。)

なお以上の他に、フランス及びロシアよりの報告があつたと思われるが、古文書館ではこれを見出し得ないのである。然しフランスよりの報告が、同國政府も日本と條約を締結せんとする考であることを報じていたことは、次に引用する商務大臣の書翰で明白である。ロシアよりの報告も、恐らくほゞ同様の内容であつたらうと想像せられる。

かくてプロシヤ外務省に於いては、日本との條約締結について協議が行われ、閣議に於いても、この問題について種々の意見が述べられたと思われるが、この問題について、商務大臣ハイト(Heydt)より總理大臣マントエフイル(Manteuffel)に宛てた一八五四年九月の書翰には、次の如く記している。

「英・佛兩國政府も、日本との條約締結の準備をなしつゝあると思われるが、卑見を以てすれば、日本との條約締結が、プロシヤ及び關稅同盟所屬の諸國にとつて、果して利益を與えるや否やは、熟考を要する問題であると思われる。現在までは、英・佛兩國の船舶に比して少數の獨乙船が、太平洋貿易に従事している。然し英國航海條令の廢止によつて、カリホルニヤ及び南アメリカ兩海岸の貿易上に占める地位は重要となり、獨乙船舶も、この海域に進出することとなるに相違ないと思ふ。然しこの兩アメリカと中國諸港間に、益々發展しつゝある貿易に、獨乙船舶が、果して有利なる條件の下に加入し得るや否や。従つて或る場合に、日本の諸港に寄港することが、アメリカ船と同様に、重要であるか否かは不明である。而も當國政府は、英・佛兩國に比して、日本と交渉を開始するについては、不利の地位にあり、米國政府の仲介なしには、好結果を得られないと思う。かくて駐米使節をして、これに關する米國政府當局の意向をさ

ぐらしむることが、第一に必要であり、また英國が中國諸港の開港に成功した場合、他の諸國にも、同様な特權を認むるや否やを知る必要があると思われる。」

これを以て見れば、當時プロシヤ政府は、米國駐在使節をして米當局の意向を問い合せたことと思われるが、これについての米國駐在使節よりの報告を、古文書館に於いては、見ることが出来なかつた。然し以上の如く、プロシヤ政府は日本の開國に關して注目し、これによつて東亞諸國への進出の氣運が動くことになつたことは明瞭である。

一八五八年（安政五年）十月附の外務大臣よりプロシヤ軍令部に宛てた書翰によると、一八五四年九月に、日米條約締結に關して、軍令部に報告すると同時に、日普條約の締結を目的とする使節を派遣するために、軍艦を使用し得るや否やを照介するところがあつたが、同年十一月の返答によつて、この計畫を放棄するに至つたことが知られるのである。これによれば一八五四年即ち日米親條件締結の後、プロシヤ外務省は、我國に使節を派遣せんとしたことが明白である。従つて古文書館に於いて見ることの出来なかつた上述の駐米使節よりの報告も、米國が日普間の仲介の勞をとることを承認した内容であつたことが、當然推測されると思ふ。以上の如く、プロシヤ外務省は、安政元年當時に於いて、米國を仲介として日本との條約を締結しようとしたことは、注目すべき事實であるが、これを阻止したものは、プロシヤ海軍力の微力ということであつた。元來プロシヤは陸軍國として發展し、その海軍勢力は極めて微弱であつたことは、周知の事實である。このために、その海外發展が阻害されるに至つたことは當然と言ふべきであらう。

さてこゝで少しくプロシヤ及び獨乙國內情勢を見てみようと思ふ。一八一五年（文化十二年）ナポレオンの没落は、歐洲社會に一大轉期を劃し、歐洲各國は、その民族的團結精神を刺激されて、強固な統一國家を形成しようとする努力するに至つたのであるが、獨乙諸國もその潮流に乗つて、獨乙民族の團結と獨乙諸國の統一へと進んだのである。即ち一八

一六年（文化十三年）獨乙聯邦が組織され、その後一八三三年（天保四年）に、關稅同盟が成立して、獨乙諸邦間の經濟的統一が、その緒につくに至つたのである。これより十年後の一八四三年（天保十四年）に、プロシヤ政府は東亞に於ける貿易に注意し、一大貿易會社を設立すべき建議案が提出されたのである。即ちこの案によれば、シンガポールに會社の本據を置き、直接中國に交渉して貿易を開始し、同時に外交的手段によつて、中國の諸港に於いて英國と同様なる權利を得んとするにあつた。しかして同時に、強力なる使節を東亞諸國に派遣するという提案もなされたのであるが、これらはすべて時期尙早として顧みられなかつたのである。（Die preussische Expedition nach Ost-Asien B. I. Einleitung 參照）

プロシヤをして、このように東亞に注意を向けさせたのは、英國の中國進出の結果によるのである。英國は中國に於いて清朝舊來の政策を放棄せしめ、除々にその地歩を獲得するに至つたのであるが、特に一八四二年（天保十三年）には、阿片戰爭の結果香港の割讓を受け、廣東、廈門、福州、寧波、上海の五港を開かしめ、英人の通商及び居住の自由を得て、東亞に於ける英國の勢力を確固たらしめることとなり、アメリカ、フランス等の諸列強もまた、これに倣わんとしつゝあつたのである。このような東亞の情勢が、プロシヤの東亞進出を刺激し、上述の建議案となつて現れたのであるが、當時獨乙は國內統一の途上にあり、しかも對外的には、オーストリア、フランス、ロシヤを三方に控え、内外ともに多事を極め、國內勢力の統一と充實とに忙しく、遠く東亞にまでその勢力を發展せしむる余裕が存しなかつたのである。更にまた當時、プロシヤを初めとして獨乙諸邦の海上勢力は、他の歐洲列強に比して微弱であり、その船舶の東亞海上への進出する數も、極めて貧弱であつたのである。一八四四年（弘化元年）のイギリス航海記録によれば、プロシヤ、ハンブルグ、ブレーメンの船が、各々一艘廣東に入港したに過ぎず、さらに一八四六年（弘化三年）には、プ

レーメン及びハンブルグの船が、各々一艘、リバプール及び香港から、當時隆盛になるうとしつゝあつた上海に、貨物を運送したに過ぎない状態であつた。事實上、印度及び支那海方面に於いて、獨乙船舶の航行が幾分隆盛になつて來たのは、一八四八年（嘉永元年）英國政府の法令によつて、東印度諸港に往復する諸國の船舶が、鹽及び阿片以外の積荷の場合には、英國の船舶と同様の取扱ひを受けることゝなつた時からである。（Die preuss. Expedition nach Ost-Asien. Einleitung 参照）従つて一八四二・三年當時に於ける獨乙の海上勢力は、極めて微々たるものであり、それが、當時に於ける獨乙の東亞進出を不可能ならしめた重大な原因であつたのである。

然しながら、他方獨乙國內の産業の情勢をみると、プロシヤを初めとして諸邦の産業が益々發展し、その新販路の獲得が焦眉の急となりつゝあつたのである。特にロシヤの東方進出、即ち一八五三年（嘉永六年）にシベリヤの一寒港を占領し、サガレンに屯營を設け、黒龍江にはニコライフスクを建設する等によつて、蒙古・中國國境方面に、多くの商社の支社を設立し、さらにまた、殆んど禁止的の關稅をもうけるに至つたため、永い間、ロシヤを通過して中國の市場に輸出されていた獨乙産物は、その販路を絶たれる状態となり、これを打解する必要が起つて來たのである。例えば、シレシヤ、ポーランド、ザクセン地方などの大小の工場は、早くより廉値な布製品を製造し、これらの製品は、ロシヤを通過して、その東部國境に輸送され、露蒙國境のキャフタに於いて、中國人に賣却されたのである。然し以上のようなロシヤの措置によつて、この産業は大打撃を受け、ロシヤを通じての經路にある獨乙布製品の輸出は、停止するに至つたのである。かくてプロシヤ製品に代つて、ロシヤの粗製なる布製品が、キャフタに於ける販路を次第に獨占するに至つたのである。即ち一八三九年（天保十年）には、一五四、五五二エルレの賣買であつたものが、その翌年一八四〇年には、たちまち一三二三、九一二エルレ（U Elle は約二尺一寸）と約十倍近く擴大するに至つたのである。（Brandt, 33

以上の如き、獨乙諸邦に於ける産業の發展とその販路の喪失は、一方に於いて、その東亞への進出の要求を強めることとなつたのであるが、また地方、東亞諸國に居住して商業に従事している獨乙人、或は中國方面に往復する獨乙商人の間にも、獨乙の外交上の代表機關を得たいという要求が、益々切實に感ぜらるるに至つたのである。海外に派遣されている代理人の報告によると、諸外國との取引關係は益々増加して來ているけれども、中國地方に居住する無條約國の國民は、独自の裁判權を有していないために、非常に不利の地位に置かれ、貿易が隆盛になるに従つて、彼等の地位は、殆んど維持され難い状態となりつゝあつたのである。従つて彼等の間には、正當なる權限を有する自國の代表者を持ちたいという要求が、除々に猛烈にならざるを得なかつたのである。しかも、英、米、佛、露等の東洋進出が、その後益々盛んとなり、各國とも、除々にその地歩を占めるに至つたため、獨乙國民は、これらの諸外國の好意的保護によつて、貿易に従事することとなり、これは、獨乙國民としての誇りを傷けるものとさえ考えられるに至つたのである。

上に述べたように、國際的の東亞進出の情勢と、獨乙國內に於ける産業事情及び東亞諸國に於ける獨乙人の要求等によつて、プロシヤ當局は、その注意を東亞に向けつゝあつた時に、日本の開國が行われたのである。これはプロシヤの東方進出を決意せしむる重大な動機となつたのであつて、上にも記した如く、プロシヤ當局は直ちに各國駐在使節に命じて、これに關する報告を求むることとなつたのである。かくて商務省及び外務省は、東亞諸國への使節派遣をほど決定したと思われるが、この企圖は、プロシヤ海軍力の微弱の理由を以て、中止せざるを得なくなつたのである。然しプロシヤ當局は、この計畫を放棄したのでなく、この後絶えずその實現を期しつゝあつたのである。例えばプロシヤ外務省は日米、日英、日蘭の各條約に關するイギリス、アメリカ、フランス各國の種々の資料を蒐集し、さらにまた、その

他の報告を集めて、研究するところがあつたのである。例えば、

I. Memorial of Aarow Haight Palmer, January 18. 1855. Referred to the Committee on Foreign Relation.
Appendix A—Plan for opening Japan, submitted to the government of the United States by Aarow Haight Palmer, Counsellor Supreme Court of the United States, in a letter to Hon. John M. Clayton. Secretary of States.

App. B—Extract from a letter of Mr. Palmer to President Fillmore, soliciting his attention to the plan submitted by him to the Secretary Clayton, for opening American intercourse with Japan, Original endorsed "Referred to the Secretary of States, M. F. January 6. 1851."

App. C—Treaty between the United States of America and The Empire of Japan done at Kanagawa, the thirty-first day of March, in year of our Lord Jesus Christ eighteen hundred and fifty—four and of Kayei the seventh year third month and third day.

II. Die Politik der Niederland in ihre Beziehungen zu Japan, von Consul T.C.H. Bley. (Oldenburg 1855.)

III. Correspondence respecting the late negotiation with Japan. (presented to both House of Parliament by Command of Her Majesty, 1856.)

などの、公式の記録が多く集められたのである。

しかして更に、プロシヤ政府はこの間に、東亞諸國の貿易其他に關する報告を、東國駐在の領事に求めているのである。例えば、一八五七年（安政四年）のバタビヤ領事よりの報告によると、オランダ政府は日本と通商條約を締結せん

としてゐること、今までのオランダの日本貿易は、オランダ政府の費用によつて行われていたのであるが、遂に個人の負擔による貿易が行われんとしてゐること、プロシヤ製品は日本に於いて新しい販路を開拓し得ること、等の事項を記してゐるのである。かくの如く、日本及び中國の開國は、プロシヤ政府の東亞への關心を一層大ならしめ、獨乙の合法的進出の機運をより上らしめたのであつて、プロシヤ政府當局は、かくてその後絶えず使節派遣の機會を得んとしてゐたのである。

第二節 リュドルフ (Friedrich August Lühdorf) の條約締結運動について

十九世紀以前に於ける北獨乙諸國の貿易及び船舶業は、國際的條約の保護又はその海軍力の庇護なしに行われて、しかも長足の發展をなしつゝあつたのである。特に獨乙が無條約國であつたにも拘らず、東亞に除々に進出し得た理由は、東亞諸國は一度に開國した以上、如何なる國の船舶にも、また如何なる國の製品にも、何等の差別を設けず、更にまた條約國も無條約國も同様の取扱いを爲したためである。従つて東方に進出した歐米諸列強の間に於いても、その通商を開始した當初に於いては、相互に利害關係が共通であつたために、條約締結國の外交機關が、進んで無條約國の國民を保護するという状態であつた。もしこのような状態が繼續し得るならば、プロシヤ政府は積極的に、東方進出を企圖する必要がなかつたとも考えられるのであるが、然しかゝる状態は、永續し得ないことは明白であつて、貿易が増大するに従つて、種々の障害が発生するに至ることは當然である。特に獨乙の貿易の増大と船舶の進歩とは、次第に他の列強の注意を引き、これを警戒する状態となり、他國との競争が激化するに従つて、かつて東亞に於いて歐米諸列強を結合せしめていた利益關係の共同性が消失するに至つたことは當然である。かくて、無條約國である獨乙國民は、極めて

不利の地位に置かれ、合法的に活動し得なくなつて來たばかりでなく、一方條約國の外交機關は、東亞に於ける獨乙商人が少しも司法權に服従せず、また自己の行動に對しても何等の責任をとらない、という非難を浴せるに至つたのである。かくては獨乙諸邦の貿易、航海業及び産業等が、他國の權限より受ける利益は、極めて不安定のものとなり、かつまた新たに開拓された市場に於いても、自國の合法的なる保護を有しないために、これを完全に利用し得ないことは言を俟たないところである。この事情は、すでに上述の如く、獨乙布製品の場合に於いて明白に示されているのである。

しかも一方、獨乙の船舶業は、すでに大なる發展をとげ、以前のような小天地に踞踏することなく、東方諸國のような遠隔の地方に於いても活動して、好結果を收めるに至つたのである。かくて、東亞諸國に於けるプロシヤ人等は、彼等が外國の使節と軍艦の保護の下に活動しつゝあることを以て、プロシヤの誇を傷けるものとなし、自國政府の進出を熱心に希望するに至つたのである。(一八五八年十二月附、商務大臣より軍令部宛書翰參照)

然しながら上に述べたように、獨乙の國內及び對外情勢は、東亞への使節派遣の實現を困難ならしめたため、東亞に活動するプロシヤ人は、自力を以て日本との條約締結を企てるに至つたのである。即ち、幕末外交談によれば、安政二年八月(一八五五年)米船グレタ號が下田に來航したが、この船の乗員にリュッドルフ(この名稱は田邊氏の記事による)という者が居た。彼はプロシヤの士官であつて、本國政府の内意を受けて、日普通商を開始しようとして渡來したものであると申立て、下田奉行に願書を提出して政府への取次ぎを請うた。然し幕府は、彼をアメリカ人と見なし、獨乙のために公然と幕府に書を呈することは、不都合であるとして、これを拒絶したのである。かくてリュッドルフは、その希望を達することが出来なかつたが、「是實に普魯士の我國に好を修めんとせしの權輿にして、泰西建國の内において、英國に後るゝも、佛國には先だちたり云々。」と記しているのである。(幕末外交談、一三九—一四〇頁、なおこの他、初期日

獨通交小史七八七九頁、Dr. E. Oht, Die preussische Expedition nach Japan, 1860—61. 参照)

以上の田邊太一氏の記述は、安政二年五月(一八五五)獨乙商船グレタ號(Greta)の船長タウロウ(G. Thaulow)なるものが、下田奉行伊澤政義に書を提して、獨乙との和親通商の開始を希望した事實及び同年八月伊豆國柿崎村玉泉寺に滞在中のリュドルフ(F. A. Lühdorf)が再度願書を提出し、下田奉行手附森山多吉郎に會見して、獨乙本國政府が日本と和親條約締結を希望していることを物語っている事實等を指すものである。

一體、この獨乙商船グレタ號は、米國船と稱して、安政二年四月箱館に入港し、船長タウロウ及び荷主リュドルフ等が、奉行竹内下野守に交易の許可を願い出たのであるが、これを拒絶されて、五月初旬箱館を去つて同月下田に入港したのである。然るにこれより先き、ロシア使節プーチャチンは、安政元年十一月(一八五四)その乗船デアナ號(Diana)が海嘯のために大破し、伊豆戸田村に於いて造船して、安政二年三月これに乗じて歸國したのであるが、なお戸田村には二百余人のロシア人が殘留していたのである。こゝに於いて獨乙船グレタ號は、これら殘留ロシア人送還のため雇われ、下田に入港して直ちに戸田村に廻送されたのであるが、戸田に於いて、積荷の陸揚げ及び管理人として、リュドルフ及び水夫一人の止宿許可を奉行伊澤政義に請ひ、これが許可されて、リュドルフは下田に滞在することゝなつたのである。その後、同年六月グレタ號は、ロシア人二百七十余名を乗せてロシアに向つたのであるが、黒龍江河口に於いて英國軍艦バラコータ(Barracouta)に拿捕され、バラコータ號は、これらのロシア人を捕虜として、安政二年七月箱館に入港して、食料を求めているのである。しかして一方グレタ號も、同月箱館に入港して、船長タウロウをこゝに止めて退去したのである。

グレタ號が英國軍艦によつて拿捕された理由は、当時クリミア戦争が勃發し、ロシアがイギリス、フランスと交戦状

態にあつたためであることは、言うまでもないのである。このことについては、すでに安政元年閏七月英國東印度艦隊司令官ジェームス・スターリング (James Starling) が旗艦ウインチェスター號 (Winchester) に座乗して長崎に來航し、ロシアと交戦状態にあることを当局に通告しているのであつて、これによつて幕府も、長崎、箱館兩奉行に對して、英・佛艦隊と戸田村に於けるロシア人との間に、紛争を惹起せしめないように注意するところがあつた。事實、安政元年十二月フランス捕鯨船一艘が、我國の漂流民二人を送還するために下田に入港するや、戸田村滞在のロシア人八十余名が下田に來て、フランス船を奪わんとするに至つたため、フランス船はこれを察して、其夜下田に碇泊していたアメリカ船に漂流民を託して退去してしまつたために、紛争の勃發をさけることが出來たという事件もあつたのである。

さて箱館に滞在していたグレタ號船長タウロウは、下田奉行井上信濃守を通じて、玉泉寺に滞在中のリュドルフに書翰を送り、グレタ號の遭難事件を報じたので、リュドルフは歸國の便宜を與えられんことを請い、小銃、砂糖等を提供して、彼の必需品と交易することを願ひ出ている。其後リュドルフは、アメリカ商船ゼネラル・ピヤース號 (General Pierce) に便乗して、安政二年十一月日本を退去するに至つたのである。かくの如く彼は、六ヶ月間にわたり日本に滞在したのであるが、其後も米國商船に便乗して箱館に來り、貿易を行つていたようである。(維新史料綱要、安政二年五月廿一日條、安政元年十二月朔日條、同十二月十二日條、同二年八月十五日條、同四年五月十一日條等參照)

さて上に記したように、リュドルフ等は前後二回にわたつて、日本との和親通商開始を希望し、これを願ひ出ているのであるが、井上信濃守、岡田備後守の幕府への上申書によると、玉泉寺に滞在しているアメリカ人リュドルフは、表面は米人となつているが、實は獨乙人であつて、獨乙も米國と同様に和親條約を結び、通商を行いたい希望を以前よりもつているが、いま幸いリユドルフが滞在しているので、本國の希望を達し度いと願書を、通詞堀達之助を通じて提

出したが、これは取上ぐべきでないので返却せしめた。然るところ再度同様の願書を提出し、これを幕府に差し出してもらい度いという書面を添えるに至つた。即ち、條約締結の願書を幕府に提出しても、下田奉行がこれを受理しないから、直接幕府に提出するという書翰と、さらに奉行に對して、自分は米國の旗記の下に保護を受けているが、本來獨乙人であることを述べ、提出した書翰を幕府当局に取繼ぐべきことを請い、もしこの願が却けられるならば、後の船に乗つて江戸に赴き、直接幕府にその書翰を提出すると記しているのである。こゝに於いて下田奉行は、森山等をしてリュドルフと應接せしめ、その願書は再び返却され、彼の希望は達せられなかつたのであるが、一方下田奉行は最初に願書が提出された時に、これを幕府当局に送り、また二度目の書翰類及び交渉の顛末等を詳細に報告しているのである。

安政二年八月、手附御普請役森山多吉郎、手附出役矢野儔之助、通詞志筑辰一郎、小人目付中川鐵助等が玉泉寺に行き、リュドルフと應接したのであるが、リュドルフは願書が不都合であるから取上げられないという理由が不可解であるために、再度これを提出するに至つたのであると述べたのに對して、森山等は次の如く答えている。

「其方初發渡來の節本國獨乙の申立にはい得共亞墨利加人別の段申出殊に魯西亞え本船貸渡滯留一條に付而は其方と魯西亞と双方より奉行所へ差出い書面え亞墨利加人と書載有之いに付生國に不拘當時亞墨利加人別にい得は全く其國人に相違無之將た先達中亞墨利加水師提督等の申立にも歐羅巴並亞墨利加の習風に而は一國の人民他邦え至り其土民となる趣も有之假令本國亞墨利加に而も獨乙國人別に入此地え渡來いたしい上は獨乙人の取扱可致其方も亞墨利加人別故上陸差免しい儀有之若亞墨利加人別に無之いはゞ右様取扱い筋無之い亞墨利加ペルリ魯西亞フーチャチンは條約取極い本人にい得共若し向後他邦の人別に而再渡いたしいにはゞ上陸等差免い筋に無之是は我國の風儀に有之歐羅巴其外に而は他邦に至り其人別に加りい而も本國の爲に事を取計い習風にも可有之且身分の尊卑を不顧専ら國に報い意味事情の處は

深く相察ゆ得共我國の法度にては其方の所爲不都合の事に而將当所におゐて某取扱ひ儀他所え參ゆ而も矢張先前取扱ひもの關係いたしゆ事にて其方の書面当初に而不取用上は他所え持越ゆとも別人取用ゆ筋は決而無之特に当地に於て其方滞留中如此厚く取扱ひ今又他所に而可取用廉を相拒ゆ筋無之尙先刻差出ゆ書面奉行衆披封被致右は下田奉行衆当所の所置事の大小と無く土地附屬の儀は萬端可取行政府の委任有之事の成否は其情態に寄ゆ得共夫々可所置威權有之右書面も披封被致ゆ儀に有之ゆ然るに本國獨乙とは申ながら亞墨利加人別の其方可申立筋無之書面に付差戻しゆ間可受取之ゆ」

以上のような返答に對して、リュドルフはグレタ號が歸航したならば、これに乗船して一應退去し、翌日すぐ本國獨乙の旗をかゝげて再び入港し、右の書翰を差出したならば、どうであるかと反問しているが、森山等は「其儀は拙者何とも難及挨拶ゆ」と答えているのである。さらにリュドルフはその書翰を江戸に送つてもらいたいと懇請しているが、彼はアメリカ國籍にあると認められるから、これを爲し難いという返答を以てこの交渉は終了し、リュドルフは願書返却の理由を充分理解したと申立てゝいるのである。しかしてまた森山多吉郎は、この時リュドルフと内談したことについて、更に次のように報告しているのである。

「私事は獨乙洲中フロイス(王國)の士官に而父はアドミラル(海軍總督)官に有之過日魯西亞人護送いたしゆ船主は船將官の者に而私共一同政府の内命を受け本國の軍艦其海濱の備用に而英吉利魯西亞亞墨利加等の如く數十艘難差向殊に軍艦差向ゆ得は無益の手續を費ゆに付亞墨利加旗下の附屬を名とし此國え渡來いたし時機に應じ政府志願の趣申立ゆ内意に有之ゆ則其證書所持罷在ゆ旨に而文庫より書物取出し一見爲致ゆ右に付容易の挨拶は後患難計何とも相答不申ゆ得共其意に任せ一覽仕ゆ處獨乙語殊に其字體歐羅巴州他邦の文字とも異ゆに付暁と解兼ゆ得共攝政の印書と相見數人の印形有之何れケレタ船再渡いたしゆは右船に書物類有之船將一同に而書類一見可致多分一ケ年内には再渡可致再會

の期も有之ゆは、其時私の官職は可相分と其言語意味を含み笑ながら物語仕ゆ 右の趣御内々申上ゆ以上」(開國起原、

上卷三四—四頁参照)

以上の記述によれば、幕末外交談等の記事のように、リュドルフなるものはプロシヤ政府の内命を受けて渡來した士官であつて、プロシヤ政府はすでに早く一八五五年に、非公式に日本との條約締結を試みたこととなるのである。然しこれらは、果してすべて事實と認められるであろうか。リュドルフが上記のような行爲をしたことは、疑ない事實であるけれども、彼の森山に對する談話の内容は、疑問であると見なければならぬ。もし彼の言うように、彼がプロシヤ政府の内意を受けて渡來したとするならば、これに關する何らかの記録が、プロシヤ政府側に存する筈である。然るにこれが古文書館に於いて見られないばかりでなく、当時または其後のプロシヤ側の日本關係文書類にも、全くリュドルフ及びこの事件に言及したものが發見されないのである。さらにまた當時のプロシヤ政府当局は、上に述べたように、海軍当局の拒絶によつて使節派遣を中止していた時であつて、日本に對してかゝる行動に出るほど實際的ではなかつたのである。しかも更に此後リュドルフが、再び箱館に渡來して交易を行つてゐること等を見るならば(維新史料綱要、安政四年五月十一日條參照)、彼はその言う如くプロシヤ士官ではなく、商人であると考えべきであろう。オート博士(Dr. Ort)も述べているように、彼はこの行爲によつて、日本人に強い印象を與えると共に、あわよくば故國に條約締結の名譽を誇らんとしたものであらう。(Die preuss. Expedition nach Japan 1860—61. 參照)

要するにリュドルフは一介の獨乙商人であつて、アメリカの保護のもとに東洋貿易に従事した者であるが、日本との通商を熱心に希望するあまり、上述のような口實を設けて、條約締結の僥倖を得んとしたものであらう。彼がプロシヤ政府の内命を受けたということが、全くの欺瞞であるとしても、彼が日本との公式の通商を企圖したという事實は、東

亞に活動していた獨乙商人等が、日獨條約締結を熱望していたことを示すに充分であらう。

第三節 日米通商條約締結とプロシヤの動向

一八五八年（安政五年、咸豐八年）中國に於ける天津條約の締結、即ち英・佛兩國公使の北京滞在、牛莊、芝罘、汕頭、瓊州等の開港、商船の國內河川通行の自由、宣教師の内地布教の自由等の權利を獲得したこと、及び同年愛琿協商によつて、ロシヤが黒龍江流域地方を占有するに至つたこと、更にまた同年日米通商條約の締結さるゝに至つた事等は、プロシヤの東亞進出の計畫を決定的のものとするこゝとなつたのである。然し先にも記したように、プロシヤはすでに我國の開國以來、即ち一八五四年（安政元年）から常に東洋進出の機をうかゞつていたのであつて、徐々にその準備を行いつゝあつたのである。それはこの間に、プロシヤ政府当局が、東亞駐在の領事等より日本貿易に關しての報告をなさしめているのを以てみても知られるのである。次にこれらの報告について少し記してみようと思う。

一八五七年（安政四年）九月、バタビヤ領事がプロシヤの日本との貿易は有望であることを報告したことは、すでに記したところである。しかして彼はまた、一八五八年三月、日蘭、日露等の條約について報告すると共に、日本貿易に關して、大要次のように記しているのである。

「日本との通商が案外容易であり、日本に於いて外國製品が輸入さるゝ期待が徐々に實現されるこゝとなつて來たが、日本より輸出さるべき商品がないために、日本貿易の擴張は一時阻害されている。賣却品に對しても外國貨幣が支拂われ、日本貨幣の輸出が禁止されているために、ある限定された物品によつてその代價を取らざるを得ない状態である。従つて日本貿易は、幾分疑問とする點もない譯ではない。オランダ政府当局のみるように、日本に於いては銅の産出も

多額でなく、現在のところ殆んど唯一の輸出物と見らるゝものは蠟である。然しそれも相当高價であつて、一ピクルについて五十二フロリンであるが、当地に於いては三十フロリンから三十二フロリンで購入し得るのである。その他の輸出品としては、主として漆器及び陶器類であり、それらは、今までは稀少品として高價であつたが、その輸出が盛んになるに従つて、その價值の減少するに至ることは当然考えられるところである。当地より初めてオランダ船ヘンリエッテ號及びコルネリヤ號が日本貿易を行つたが、その結果は、大體以上の報告を裏書きするものゝようである。このオランダ商船の日本貿易に關する詳細なる結果は未だ判明してはいないけれども、日本への輸入品は、大體平均して高價に賣却された。然し日本より持ち歸るべき商品のために、その利益を獲得し得るかどうかは不明である。この商船は歐洲に於いて約四萬五千フロリンの商品を十五萬フロリンで賣却することが出來たが、この純益は、その費用と持ち歸り商品のために、極めて少額とならざるを得ないであろう。例えば賣却額のうち三十五パーセントを國庫に收め純益の九萬七千五百フロリンのうちで、当地で三十乃至三十二フロリンの蠟を五十二フロリンで買い取り、その上種々の雜費を差引いたならば、船の費用を支拂い得るかどうか問題であろうと思う。然しながら日本の開國は、貿易上からみて極めて重大であつて、後日には必ず日本よりの輸出品も相當の額にのぼり、また日本への輸入品としては、將來毛織物が重要なものとなると考えられる。従つて將來日本貿易が重要なものになるといふ前に提出した報告書の意見は、現在の貿易状態にかゝわらず、依然として正しいものと考えられるのである。」

以上によつてみると、当時の日本貿易が極めて微々たるものであつて、外國はこれによつて利益を得る状態でなかつたことがうかがわれる。また上記の報告書にあるオランダ商船については、我國の記録に、安政二年六月（一八五五年）蘭國商船ヘンリーテ、ユルネリヤ長崎に渡來す、とあるのが（維新史料綱要卷二）、おそらくこれにあたるものと思われ

る。要するに以上のバタビヤ領事の報告によれば、安政四、五年頃までのオランダの對日貿易は、利益の點より見れば思わしくないものであるが、將來の日本貿易は必ず見るべきものがあるとなしているのである。

さてまた他の一方に於いて、すでに先に少しく觸れたように、東亞諸國に居住して活動していた獨乙商人からも、日本との貿易を開拓する必要を政府に建言するものがあり、プロシヤ政府當局もまた彼等の熱意によつて動かさるゝところがあつたのである。次にその一・二の例を記してみよう。

一八五八年十一月、即ち日米通商條約締結の後に提出されたバタビヤ居住の獨乙商人ルイス・クニッフラー (Louis Kniffer) の報告書によると、先づ最初に、熱烈なる祖國愛と、貿易事業に對する猛烈な興味と、自分の説明によつて日本と貿易關係を結びプロシヤが重大なる利益を獲得することの熱望とによつて、この報告書を提出するものであるという書き出しを以て始まり、彼の經歷及び現在の地位を記し、日本貿易に關して次のように述べているのである。

「自分は永い間、日本に特別の注意を拂い、今までの日本關係の記録に記されていない詳細な報告を知り度いと努力していたが、いまようやく、知友及び日本貿易を重視している當地の官邊から、これを知ることが出來た。かくて絶えざる努力の結果、今や日本貿易について誤りない充分な見解を得て、日本は將來必ず貿易界に於いて、一大意義を有するに至る分野を提供するものであるという確信を懷くに至つたのである。特にプロシヤにとつて、日本はその産物の一大販路となるべきことを確信することゝなつたのである。

四百萬以上の人口を有する日本の地理的狀態から見て、毛織物、綿織物等の一大販路となるばかりではなく、確實に次のことを予言し得るのである。即ち、日本人は科學方面に於いて驚くべき進歩をなし、且つ絶えず非常な努力と熱心とを以て、その知識の擴大につとめ、教養ある外國人と接觸しようとしているから、物理學、化學、光學等に關する機

具及び標本、藥品、機械類、鐵及び銅製品、武器、ガラス器、皮革及び皮製品、さらにまた此等以外の物品が、日本に於いては、確實にまた極めて有利に賣却し得ることは疑ないところである。このような物品については、全く他國との競争を恐れる必要がなく、また卑見を以てすれば、アメリカ、オランダ、ロシア、イギリスが近年締結した條約によつて獲得し得ると同様な利益を、プロシヤがこれらの點に關しては確保し得るといふ望は十分である。以上のような貿易上の利益を除外しても、日本にある豊富な植物、礦物等は殆んど知られてもおらず、また日本人がこれまで知らなかつた極めて多量の寶石類があるものと信ぜられる。このような理由で、自分はオランダの保護の下に個人で貿易を行い、且つ商社の支店を設置しようとする決心をしている。近々積荷を以て日本に向い、或る期間中滞在しようと思つてゐる。そして日本に對する自分の認識の誤りでないことを實證しようとするものである。

日本政府が他の諸外國とも通商條約を締結しようとしてゐることを立證するために、オランダとの追加條約、オランダ政府委員の説明書及びオランダの最近の貿易報告書等の拔萃を送附する。もし政府當局が日本貿易に關して注意を引かれるならば、自分は更に次のことを確言し得るのである。即ち、當地のオランダ官邊の言によれば、オランダ政府は日本との條約締結に際して、他の諸國も同様な條約を締結し得る原則を確立したものであり、もし必要ならばこれを友好諸國に通知する意向である。祖國の繁榮こそ自分の望むところであり、又このためにのみ、この報告をなすのであつて、プロシヤは日本に於いて、他の列強に伍して堂々たる地歩を占むべきことは、充分なる誇りを以て確言するところである。自分は祖國のために日本に於いて働き得る機會に際會したならば、全力を盡してこれを行うものであることを附言する。」

この報告書は、さきのパタビヤ領事の報告書よりも、日本貿易の將來について示唆するところが多く、その内容も充

實しているものである。この報告書がベルリンに到着した時、即ち一八五九年二月には、すでにプロシヤ政府に於いては、日本その他の東亞諸國と條約を締結するために、使節を派遣する計畫が段々に實現されようとしてあつた時であつたから、以上の報告書は大いに當局の注意を引いて、商務大臣ハイトは、クニツフラを日本派遣の使節團に利用すべきか否かについて、外務大臣シュライニッツの意見を徴しているほどである。

さらにまた一八五九年二月附の獨乙商人ユリウス・アドリヤン (Julius Adrian) なる者の長崎出島よりプロシヤ外務大臣に宛てた書翰によると、プロシヤは當然日本と通商條件を締結すべきことを主張し、これに關聯して自分を長崎領事に任命されんことを願ひ出るといふ自薦運動も起つて來たのである。

當時東亞諸國に置かれた獨乙諸邦の領事は、大體次のようなものであつた。即ち、廣東にプロシヤ領事 (カルロウエツ)、香港、廣東、上海にハンブルグ、ブレーメン領事 (ジームッセン商會)、シンガポールにプロシヤ、ハンブルグ、ブレーメン領事 (ベーン・マイヤー商會)、バタビヤにプロシヤ、ハンブルグ領事 (ウエルマンズ) 及びブレーメン、デนมマーク、ザクセン、オルデンブルグ領事 (ハーレー商會) などであつて、プロシヤ政府は主として廣東及びバタビヤ兩領事より、日本關係の報告を受けていたのである。

さて上に記したように、一八五七・八年頃に於けるこれら領事よりの報告も、日本貿易の將來性については、大體に於いて有望であるという點に一致しているものであり、さらに東亞諸國に於いて貿易に従事している獨乙商人達の間でも、日本、中國及びタイ諸國と通商條約の締結を熱望する聲が高くなつて來たのである。このような情勢の中に、中國及び日本の通商條約締結の報が達するに至つたのである。

一八五八年九月、即ち日米條約締結直後プロシヤ商務大臣ハイトは、總理大臣兼外務大臣マントイフェルに對して次

のような意見を具申しているのである。

「最近中國が、英、米、佛、露諸國と條約を締結して開國するに至つたことは、プロシヤにとつても極めて重視すべき事件である。他國が中國に於いて有利な地位を占領するに至ることを便々として待つ必要はなく、速急にその對策を講ずべきではないかと思考する。中國は我國の製產品の一大販路たるべきことは疑ないところである。現に今までの甚だしく制限された貿易状態に於いても、鐵、銅製品及び金屬製品或は其他の製品が相當量輸出されていたのである。我國は、その産業、貿易、船舶業のために、他國と同様な條約を中國と締結すべきは當然であつて、この目的のために、産業、商業方面に精通し、同時に外國政府との交渉に熟練した官吏を中國に派遣し、中國との條約締結の任務を遂行せしめるだけでなく、國內の産業、貿易に關係ある人々にも、外國の需要を説明して、貿易關係を結ぶについての協力をなさしめることも委任すべきである。この任務は極めて重大であるので、使節の人選については特に慎重を期すべきである。卑見を以てすれば、總領事レーヴェンハーゲン及びギューリッヒが適任者かと思われる。特に前者は早くから中國との交通關係について知名であり、また外國語も巧みであるから、最も適任者と見るべきである。従つて彼がチリーの任地に赴任する以前に、この任務を兼任さすべきであると思う。使節派遣の費用については、外務省の資金が充分でない場合は、來年の予算としてこれを計上し、議會に於いて予かじめ協賛を得ることが出来ると思う。又この使命を達成せしむるためには、少數の軍艦を派遣する必要があると思う。それについては軍令部に交渉しなければならぬと考へられる。またタイ、ハワイ及び日本と條約締結を試みるか否やは熟考を要すると思う。」

以上の書翰によると、中國の開國によつて、初めてプロシヤ當局の東亞に對する注意が喚起され、これによつて最初に使節派遣の議が起つたものゝように感ぜられるけれども、一八五八年十月附の外務大臣より軍令部にあてた書翰には

次のようにある。

「一八五四年九月に、日米條約の締結に關して軍令部に詳細なる報告をなし、日本との條約締結を目的とする使節を派遣するために、軍艦を使用し得るや否やを照會したのであるが、同十一月の返書によつて、この計畫を放棄するの己むなきに至つたのである。然しこの後絶えず報告した如く、日本は、英、露、蘭各國と條約を結び、英、佛はさらに夕イと條約を締結し、最近は英、佛、露、米各國が中國と條約を結んで開國せしむるに至つたのである。」

これによれば、日米和親條約締結後絶えず東亞に注意を向けていたプロシヤ政府が、歐米列強の中國進出に刺激されて、再び使節派遣を問題とするに至つたのであつて、一八五四年（安政元年）の使節派遣の計畫は、海軍側の反對によつて實現されなかつたことは明白である。この點に關しては、本稿に於いてすでに先きに觸れた通りである。

かくて中國及び日本の通商貿易の開始は、プロシヤをして再び使節派遣の議を起さしめたのであるが、それを實現することは、全く海軍側の協力を得ることが出来るかどうかにかゝつていたのである。こゝに於いて外務大臣は、上記の商務大臣の意見に従つて、東亞諸國と通商條約を締結することが、プロシヤの産業や貿易に必要なことを述べ、この目的を達成するためには軍艦を派遣することが最も必要であるから、二艘の軍艦を提供さるゝことを請い、その費用は大略如何なる額になるかなどの事項を、軍令部にあてて照會するに至つたのである。これに對する軍令部よりの返事は軍艦を極東に派遣することには同意するが、最近に於いてデンマークとの戰爭を予想するような政治状態から見て、一定の艦船をこれに充てることは困難であるから、極東海域に有力な軍艦を派遣し得るか否やは、一に陛下の裁斷に任せらるべきものと考えられる。もし派遣すべき軍艦が決定すれば、來年の秋までには、出航すべき萬端の準備をなすつもりである。これらに關する費用は現在に於いては決定することが出来ない、と言うのであつた。これによつて見ても、

プロシヤの海軍力の微弱ということが、その東亞進出を阻んだ重大な原因であつたことが明瞭であつて、この事情は一八五四年當時と大差がなかつたものと言うべきであろう。言うまでもなく、當時プロシヤは獨乙國內外の政治問題に没頭すべき時期にあつたので、このような貿易上の企てが軍部方面より充分なる援助を得ることが出来なかつたことも當然であつたであらう。然しながらプロシヤ内閣當局は、この計畫を實現するために、軍部を動かしてその目的を達しようとしていたのであつて、一八五八年十二月、商務大臣は軍令部に對して詳細な書翰を送つて、東洋貿易の重要かつ必要なることを力説しているのである。即ちその大要は次の如きものである。

「東半球は近來急激に、貿易上有望な地域として注意されるゝ所となつて來た。中國産物の消費増加、オーストラリヤ及び北米西海岸地方に於ける植民の急激な發展、捕鯨業の發達、オランダ政府の自由主義的植民政策、印度及び支那方面からの極めて多量な米穀輸入の開始、人口過剩と政治的變動とによつて増加しつゝある中國人の海外移住等が、數十年以前までは考えられなかつたような商業上の意義を、太平洋沿岸諸國に與えることゝなつたのである。

英、佛、米、露等の諸國は、その軍艦と條約との保護によつて、貿易及び通航上の非常な利益を占むることゝなつたのであるが、その條約たるや、半ば平和的折衝により、半ば武力的交渉によつて締結し得たものである。歐洲の他の海上國も、それらの例にならつて、中國、日本、タイ、ハワイ及びその他の東亞諸國と通商條約の締結を談判しつゝある。プロシヤに於いては、未だ嘗てかゝる計畫を企てなかつたのであるが、關稅同盟の商業、産業及び船舶業は、今やかゝる計畫をなすべき機運に達しているのである。過去に於いて獨乙人達は、國際的條約及び自國海運の保護を受けることなく、東亞諸國に於いて貿易に従事していたのである。その理由は、東洋諸國の商業政策に於いては、一度び外國の船舶と商品とに對して開國した以上、外國船の國籍と商品の生産地とを區別せず、條約を結んで居ない歐洲の諸國に對

しても、さしあたり報復手段の恐れのない二・三の條約締結國と同様な原則を適用したためである。従つて、國際法上の條約に基いてのみ合法的に要求し得る公使または領事の保護を必要とする場合でも、ヨーロッパ人の利害關係の共通性によつて、自國の代表者がなくとも、他國によつて保護されたのである。

然し吾人は、プロシヤ政府が將來もかゝる消極的態度を維持すべきであるとは考えないのである。第一に、我國の貿易、船舶、産業等が、他の國家の有している信用や權利によつて受ける利益は、或る場合に於いては、好都合の時もあり得るけれども、手廣い確實な投機の對象となるには不安定であり、かつまた新しく開拓された市場の利用は、自國の正當な保護を受ける場合に於いてのみ、初めて自己のものとなることは言うまでもないからである。特に我國の船舶業にとつては、この感が深いのである。我國の船舶業はすでにかなり以前から、小企業の範圍を脱して、數年來東亞の遠隔の地方をも、その活動範圍に入れようと努力して成功するに至つたのである。このようなことは、我國の政府が、たゞちに彼等を援助するであらうという予想の下に、初めてなし得たのであつた。その理由は、他の海上國の商船もこの遠隔な東亞地方に於いては、自國政府の保護を極めて必要とし、またそれが與えられたからである。我政府が彼等のこの期待を實現しないならば、我國の船舶業の發展は、事實上重大なる頓挫を來すこととなるのである。

一方また、獨乙人が他國政府及びその海軍力或は外交機關の保護によつて、事業を行うということは、プロシヤ及び關稅同盟諸國の政治的地位に相應しないという輿論が高まりつゝあるのであつて、それを全く顧みないということは正しくないと考えられる。この意見は、一部國內ばかりでなく、遠隔の地域に於いて商業に従事している人々からも起つていたのである。例えば、タイと通商條約を締結し、プロシヤ領事を設置されたいということは、この地方の獨乙商人達の熱望するところであつて、これは彼等の利益のためばかりでなく、自國を他國進出におくれさせたくないという祖國

愛の現われを示すものである。ハンザ都市が、それらの地方に於いて條約を締結する場合も、必ず彼等はプロシヤの例に従うことを欲するに相違ないのである。このような理由によつて、自分は、最近プロシヤ軍艦を支那海方面に派遣してその重要な諸港に入港せしむべきことを希望するものである。

さらにまた、外務省の意向は、中國、日本、タイ、ハワイ諸國等に對して、通商條約の締結を申し込むものと信ぜられるのであつて、その場合これらの交渉は、軍艦を伴うことによつてのみ成功し得るものと見なしている。軍令部よりの返書によると、來年秋までに艦船の準備を完成することであるが、なほ一層急速に準備をすゝめ、來春までに極東への使節を出發せしめることは出來ないであらうか、この點について貴意を得たいと思う。」

この意見書は大變長文のものであつて、プロシヤの東亞進出の極めて重要かつ必要であることを、各方面より論じ、しかも出來るだけ急速に使節を派遣すべきことを主張しているのである。この書翰の一部分が、後にプロシヤ政府によつて編纂された公式の報告書である「プロシヤ東亞遠征記」(Die preussische Expedition nach Ost-Asien)の序文の一部の原文である。かくて海軍當局も、これらの商務、外務當局の要請によつて、その派遣艦船を決定することゝなつたのである。

以上述べたように、プロシヤは日米和親條約締結當時、すでに使節派遣の計畫を立てたのであつたが、艦船派遣に關して海軍省の反對にあつて、その實現が困難となり、その後常に東亞進出の機をうかゞつていたのであるが、安政五年の日米通商條約または天津條約の締結を期として、使節を派遣して東亞諸國と條約を締結すべしという要求が、主として商務省方面より再び強烈に主張され、遂に商務、外務兩省が軍令部を動かして、その永年の目的を實現することゝなつたのである。